

非常時に於ける行動マニュアル（戸塚区支部）

2011年12月3日

横浜市アマチュア無線非常通信協力会
戸塚区支部

本マニュアルの趣旨

- ・このマニュアルは非常時における支部、支部会員の行動の指針とするもので、これにより支部および会員の行動を拘束し、または制約をするものではない。
- ・災害の発生は、それを予測してあらかじめ定められている手順や、マニュアルのとおりに対応が出来ないことが考えられる。そのような場合、会員は自身の判断で対応をする。

行動の目的

- ・横浜市と横浜市アマチュア無線非常通信協力会は、別に定めた協定により『電波法52条第4項』に定める災害が発生し、または発生するおそれがある場合、市または区よりの要請により『災害情の収集伝達』について協力をすることになっています。本マニュアルが規定する行動あるいは協力行動とは、この『災害情の収集伝達』を目的とします。

横浜市との協定に基づき会員の行動基準を次のように定める。

1. キー局と会員の初動

震度5強以上で電話が不通の状態を確認した時、あるいは報道等からの各情報が大災害の発災を伝えている時、あるいはこれらの徴候を察知した時、キー局及び会員は始動する。

- (1) キー局は 4項の伝達方法に記載された周波数及びその個人コールサインにより、
 - ①会員の安否状況及び各員の協力行動への参加可能か否か等の状況の把握を行う。
 - ②区役所基地局の開局がなされたかの確認を行う。開局されていない場合は、協力行動可能な会員の中から、区役所基地局に移動する会員を任命する等、区役所基地局の速やかな開局を援助する。
- (2) 会員は、4項の伝達方法に記載された周波数及びその個人コールサインにより、
 - ①指定周波数を傍受し、各自の安否状況及び協力行動参加可否状況をキー局に伝達する。キー局からの協力行動の指示に従う。
 - ②「①」の連絡がつかず待機先の連絡を受けられない場合は、各自の所属する地域防災拠点に向かう。この時、地域防災拠点局の運用に必要な無線機材を持参する。
 - ③地域防災拠点に他の会員がすでに到着している場合は、協力して地域防災拠点局の開局、運用を行う。
 - ④地域防災拠点に他の会員が到着していない場合、直ちに、7項以下により地域防災拠点局を開局し、運用を開始する。

2. 協力行動の開始

- (1) 横浜市及び戸塚区に対しての、協力行動は次の何れかの要請を受けて行う。

- ①横浜市内に災害が発生し、または発生のおそれがあり横浜市災害対策本部長（横浜市長）よりの要請があった場合。
 - ②戸塚区内に災害が発生し、または発生のおそれがあり戸塚区災害対策本部長（戸塚区長）より要請があった場合。
- (2) 上記要請があった場合、5項で規定する統制局は4項に規定する方法等にて会員に対し、協力要請が有った旨を速やかに伝達し、会員の指揮統制を行う。

3. 自己の安全確認

- (1) 各会員は、自分及び家族の安全を確実に確保する事を最優先とする。横浜市アマチュア無線非常通信協力会からの指示であっても危険を犯しての活動は慎むこと。
- (2) ボランティア精神に基づき費用、安全は全て自己責任を原則として行動すること。
通信活動中の人身事故についての補償は、協定第5条により横浜市消防団員等公務災害補償条例（平成9年10月横浜市条例第60号）の規定の例によることになっています。それ以上の補償はありません。

4. 情報伝達方法

- (1) 会員間で情報伝達に使用する周波数は433.46MHzまたは、145.46MHzとする。
上記周波数が使用できない場合、他の周波数を使用することになるので、メインチャネル（145.00MHz、433.00MHz）にて、連絡周波数の再設定を行う。
- (2) 区役所基地局の使用するコールサインはJR1YWPとし、その他の無線局（地域防災拠点、移動局 等）は個人コールサインを使用する。複数の会員で同一局を運用する際は、適宜オペレータ名も送信する。

5. 統制局

- (1) 戸塚区内地域防災拠点局及び会員の統制は区役所基地局JR1YWPが行う。
- (2) 区役所基地局が未開局の場合は、キー局が上記(1)の統制を代行する。

6. 区役所基地局

- (1) 震度5強以上で電話が不通の状態を確認した時、あるいは報道等からの各情報が大災害の発災を伝えている時は区役所担当会員、又は区役所の近くの会員は安全を確認しながら速やかに区役所へ移動し、JR1YWP局設備を無線交信可能な状態にする。
- (2) 戸塚区災害対策本部より（本部長の命をうけて庶務班長、または情報班長が連絡の任に当たる）協力要請が発せられているかを確認する。
また、必要に応じ、145.14MHz、438.14MHz（以上FM）で、市役所の協力会統制局JR1YWCからの情報の傍受または同局との交信により、横浜市災害対策本部から協力要請が発せられているかを確認する。
いずれの場合も要請を確認した際は、上記4項の伝達方法によりキー局並びに会員へ協力要請が発せられていることを伝達する。

<参考> 隣接区支部の統制局コールサインと使用周波数：

泉区 JL1YIC (145.68/438.68)	栄区 JL1YIB (145.24/438.24)
港南区 JR1YWI (145.64/438.64)	南区 JR1YWH (145.32/438.32)
旭区 JR1YWK (145.08/438.08)	保土ヶ谷区 JR1YWJ (145.72/438.72)

- (3) 各地域防災拠点局の開局状況（無線機が交信可能か）を確認する。開局状況は災害対策本部の情報担当者、およびキー局に適宜伝達する。
以降、区役所災害対策本部と各地域防災拠点間の情報伝達業務の運用に入る。

7. 地域防災拠点局

- (1) 会員は在住する各地域防災拠点に各自の無線機材を持参し、避難所となる体育館または指定された場所に設置し地域防災拠点局を開局する。
開局に当たっては、地域防災拠点に備え付けの、GPアンテナ、同軸ケーブル、ポール、三脚等を備蓄倉庫より搬出し、持参した無線機材と組み合わせる。
- (2) 区役所基地局に開局完了の連絡を行い、以降、区役所災害対策本部と各地域防災拠点間の情報伝達業務の運用に入る。

【開局に当たっての注意事項】

各地域防災拠点には、AC100V 発動発電機・電源延長コード等が備え付けられているが、これらはアマチュア無線による協力行動以外にも使用される（夜間の照明 等）ものであり、使用が制限される可能性もある。無線機材は無線機のほか、ハンディー機、バッテリー等、バックアップとして役立つと考えられるものは持参すること。

8. 横浜市と区支部間の交信周波数

横浜市全体の統制局であるアマチュア無線本部（JR1YWC 横浜市役所クラブ）との交信周波数は 145.14MHz、438.14MHz を使用する。

以上

9. キー局の指定と優先順位

上位優先順位の局がオンエア出来ない場合には順次、下位局が代行する。
指定局は次の通りであるが、個別の局事情により変更する可能性がある。

JP1DMV→JG1GQH→JA1JYS→JE1ENI

(別紙) 一般留意事項

- A : 出動する会員は支給のジャンパーコートとヘルメットを着用しましょう。また、各拠点では誤解を受けないよう横浜市アマチュア無線非常通信協力会会員証明書を掲示して下さい。
- B : 会員は協定により要請を受けて行動するもので、統制に従って慎重に行動しましょう。
- C : 会員は平時より非常用電源に关心を持ち、バッテリーは充電状態に保つよう配慮しましょう。

マニュアル編集後記 :

現状のマニュアルは非常時の初動のやり方が主な記述になっていますが、非常に想定される様々な状況に対応して、逐次改善して行く必要があると考えます。以下課題を列記しますので、今後の継続的なマニュアルの整備に役立てば幸いです。水野記

(1) 情報伝達のフォーマット : 例えば、非常時に情報伝達業務の運用に入った場合には、情報の宛先、発信者も含め依頼された伝達情報を正確に伝えることが大切です。そのための補助として、各拠点側で使用できる伝達依頼フォーマットなどを用意して、このマニュアルの添付資料にしておくなどが考えられます。また、日頃の訓練にて、それらを防災拠点委員会にも慣れていてもらうことも必要なことだと考えます。

(2) 協力会戸塚支部の会員以外との協力の運用方法 : 例えば災害発生時に、個人のアマチュア局が協力を申し入れてきた時に、協力を受けたい場合はどのようにしてもらうかの方法を予め検討したうえで、本マニュアルに記載し会員の対応がスムーズにできるようにすることが望ましい。

以上